第３　受験資格

１　試験を受けることができる者は、⑴から⑶までのいずれかに該当する者とする。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）、国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）第64条の規定による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校又は中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成12年政令第314号）の規定による廃止前の農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、ア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が２年以上に達するもの

ア　国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する試験研究又は学校教育法による高等学校その他これと同等以上の教育機関における水産業に関する試験研究又は教育

イ　国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する普及又は指導

⑵　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、⑴に規定する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、⑴のア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が４年以上に達するもの

⑶　学校教育法による高等学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で、卒業又は合格後当該試験の実施期日までに⑴のア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が６年以上に達するもの

２　外国の教育機関を卒業した者は、当該教育機関の修業年限及び課程に応じて農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の教育機関を卒業した者とみなす。

３　外国の行政機関、教育機関又は団体において、水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した者は、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において当該在職期間と同一期間、試験研究、教育、普及又は指導に従事した者とみなす。

４　２又は３の規定による農林水産大臣の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第２号）に、２に規定する者にあっては当該外国の教育機関を卒業したこと又は修了したことを証する書類、３に規定する者にあっては当該外国の行政機関、教育機関又は団体において水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した期間についての当該外国の行政機関、教育機関又は団体の発行する証明書を添え、平成29年９月25日（月）（当日消印有効）までに東京都千代田区霞が関１丁目２番１号（〒100―8907）水産庁増殖推進部研究指導課宛て書留郵便により提出するものとする。

５　農林水産大臣は、４の書類を審査し、日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体に相当すると認めるときは認定書を交付し、これらに相当しないと認めるときはその旨を通知する。

第４　受験手続

１　受験願書等の提出　試験を受けようとする者は、⑴から⑷までに掲げる書類（以下「受験願書等」という。）を平成29年10月２日（月）（当日消印有効）までに東京都千代田区霞が関１丁目２番１号（〒100―8907）水産庁増殖推進部研究指導課宛て書留郵便により提出するものとする。

なお、封筒の表面には、「水産業普及指導員資格試験願書在中」と朱書するものとする。

⑴　受験願書（別記様式第３号）

⑵　業績報告書（別記様式第１号）

⑶　第３の１に規定する学歴又は資格を有することを証する書類（ただし、平成29年度に発行されたものに限る。）

⑷　第３の５の認定書の交付を受けた者にあっては、当該認定書

２　受験願書等の補正　農林水産大臣は、受験願書等に不備があるときは、その補正を求めるものとする。

３　受験票の交付　農林水産大臣は、受験願書等を受理したときは、受験票及び水産業改良普及事業に関する審査課題（以下「審査課題」という。）を交付する。

４　審査課題に対する報告書の提出　試験を受けようとする者は、３により交付された審査課題に対する報告書を作成し、平成29年10月27日（金）（当日消印有効）までに東京都千代田区霞が関１丁目２番１号（〒100―8907）水産庁増殖推進部研究指導課宛て書留郵便により提出するものとする。

５　審査課題に対する報告書は、日本工業規格Ａ４判４枚（図表を含む。）以内とし、使用する文字数、文字の大きさ、レイアウト等は任意とする。

第５　合格の発表及び合格証書の交付　合格者の氏名は、平成29年12月下旬までに公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

第６　不正行為に対する処分　試験に関し不正行為があった場合は、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

第７　受験手数料　受験手数料は、徴収しない。

第８　その他　受験資格、受験手続等の詳細については、受験の手引が用意されているので、不明な点がある場合は、水産庁増殖推進部研究指導課（03―6744―2374）に問合せを行うものとする。

別記様式第１号（第１、第４関係）

（日本工業規格Ａ４判）

業　績　報　告　書

氏　　名

最終学歴

職　　歴

番号	勤務機関名	職　名	従事期間	職務業績の要約
1			年　月～ 年　月 （○年○か月）	
2			年　月～ 年　月 （○年○か月）	
3			年　月～ 年　月 （○年○か月）	

上記について相違ないことを証明する。

年　月　日

所属長職名

氏　　名　　印

（備考）

⑴　勤務機関名又は職名のいずれかが異なる場合は、その都度、欄を改めること。

⑵　職務業績の要約は、第３の１の⑴ア又はイに該当する職務内容を具体的に記載すること。